

III 資料編

1 保健医療部の沿革

年月日	本庁機関	出先機関
H26.4.1	<p>○こども生活福祉部の新設に伴い、福祉保健部を「保健医療部」に、環境生活部を「環境部」に再編し、環境生活部が所管していた生活関連行政をこども生活福祉部及び保健医療部に移管する。</p> <p>○保健医療部に5課を設置する。(保健医療政策課、健康長寿課、生活衛生課、国民健康保険課、薬務疾病対策課)</p>	<p>○保健医療部に、沖縄県立看護大学、沖縄県衛生環境研究所、沖縄県立総合精神保健福祉センター、沖縄県中央食肉衛生検査所、沖縄県北部食肉衛生検査所を置く。</p> <p>○保健所は、福祉保健所として、子ども生活福祉部が所管する。</p>
H28.4.1		<p>○福祉保健所を「福祉事務所」と「保健所」に分離し、「保健所」を保健医療部が所管する。</p>
H29.4.1	<p>○「医療企画統括監」を設置する。</p> <p>○「保健医療政策課」を廃止し、「保健医療総務課」、「医療政策課」を設置する。</p> <p>○「保健医療政策課 医師確保対策監」を廃止し、「保健医療総務課 医師確保対策班長」を設置する。</p> <p>○「保健医療総務課」に「総務班」、「医師確保対策班」及び「看護班」を、「医療政策課」に「企画班」及び「医療班」を設置する。</p> <p>○「健康長寿課」を「健康長寿課」と「地域保健課」に再編する。</p> <p>○「健康長寿課」は、「健康づくり班」、「健康企画班」及び「がん対策班」を所管する。</p> <p>○「地域保健課」は、「母子保健班」、「結核感染症班」、「精神保健班」、並びに「薬務疾病対策課」の「疾病対策班」を所管する。</p> <p>○「生活衛生課」を「衛生薬務課」に名称変更する。また、同課に「薬務疾病対策課」の「薬務班」を移管し、新たに「薬務室」として設置する。</p> <p>○「国民健康保険課」の「国民健康保険班」を「国保支援班」に名称変更し、新たに「国保財政運営班」を設置する。</p> <p>○「薬務疾病対策課」を廃止し、「薬務班」を「衛生薬務課」に、「疾病対策班」を「地域保健課」に移管する。</p>	

2 保健医療部関係施設等

(1) 関係施設

平成29年4月1日現在

	名称	所在地	電話・FAX	所管課
1	沖縄県立看護大学	〒902-8513 沖縄県那覇市与儀1-24-1	TEL:098-833-8800 FAX:098-833-5133	保健医療 総務課
2	沖縄県衛生環境研究所	〒904-2241 沖縄県うるま市兼箇段17番 地1	TEL:098-987-8211 FAX:098-987-8210	保健医療 総務課
3	沖縄県立総合精神保健福祉センター	〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮 平212-3	TEL:098-888-1443 FAX:098-888-1710	地域保健 課
4	沖縄県中央食肉衛生検査所	〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里 2015	TEL:098-945-3000 FAX:098-946-2690	衛生薬務 課
5	沖縄県北部食肉衛生検査所	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎	TEL:0980-52-1165 FAX:0980-52-3791	衛生薬務 課

(2) 保健所管轄区域

平成29年4月1日現在

	保健所名	管轄区域	
1	北部保健所	1市1町7村	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
2	中部保健所	3市3町5村	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
3	南部保健所	4市5町6村	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
4	宮古保健所	1市1村	宮古島市、多良間村
5	八重山保健所	1市2町	石垣市、竹富町、与那国町
6	那覇市保健所	1市	那覇市

3 保健医療部関係附属機関

附属機関		平成29年4月1日現在		
	機関名	担当する事務	委員数	担当課
1	沖縄県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第72条の2第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査及び審議に関すること。	30人以内 (現委員 12人)	医療政策課
2	沖縄県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	15人以内	保健医療総務課
3	沖縄県がん対策推進協議会	がん対策基本法に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更及びがん登録等の推進に関する法律等に基づく都道府県がん情報等の利用もしくは提供に関する意見について、必要な事項を調査審議すること。	15人以内	健康長寿課
4	感染症審査協議会(各保健所)	感染症法第24条第3項の規定により就業制限の通知、入院勧告、入院の期間延長、医療費の公費負担に関し必要な事項を審議する。	6人	地域保健課
5	沖縄県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による定期的報告等による審査及び同法第38条の5第2項の規定による退院等の請求による審査に関すること。	16人	地域保健課
6	保健所運営協議会(各保健所)	地域保健法第11条の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関すること。	15人以内	保健医療総務課
7	沖縄県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付請求又は返還に関する処分を含む)、又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	9人	国民健康保険課
8	沖縄県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付請求又は返還に関する処分を含む)、又は保険料その他同法の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る)に関する処分に対する不服の審査に関すること。	9人	国民健康保険課
9	沖縄県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関し審査すること。	15人以内	地域保健課
10	沖縄県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	15人以内	衛生薬務課
11	沖縄県公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。	10人以内	衛生薬務課
12	沖縄県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による入院の継続に係る審査に関すること。	5人	衛生薬務課
13	沖縄県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	15人以内	衛生薬務課

